

# 令和4年度 マンション等管理者講習会

## ① マンション等でのごみの排出

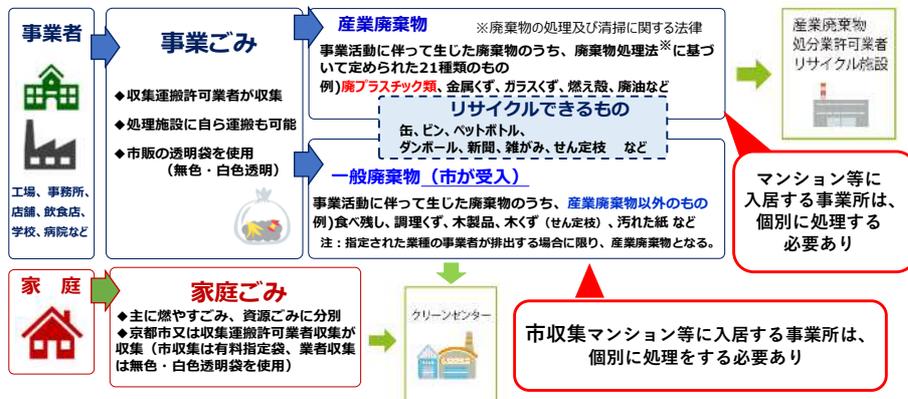
- ② プラスチック製品の分別回収の開始
- ③ ごみの分別方法の居住者への周知及び  
共同住宅等分別周知等届出制度



京都市環境政策局  
循環型社会推進部  
資源循環推進課

## 事業ごみと家庭ごみの違い

- ① 市が受け入れる事業ごみは一般廃棄物のみ。  
**産業廃棄物は受入不可**
- ② マンション等の一室に居住している事業所（「民泊」を含む。）の  
ごみは、**家庭ごみとは別途、収集を依頼する必要があるケースも**



## 事業ごみと家庭ごみの違い

所有者や管理者（個人・事業者）がマンション等の  
**「管理業務」の一環**としてごみを排出する場合

居住者の残置物や不法投棄されたごみの処分、共用部分の清掃、  
その他建物の維持管理に伴い発生するごみの処理など

廃棄物処理法に規定される事業活動に該当するため、

**「事業ごみ」**に該当！

**「一般廃棄物」**と**「産業廃棄物」**を**分別**する必要あり！

※ 分譲マンションにおいて、管理業務を外部委託していない場合  
管理組合が自ら行う共用部分等の清掃等は「自ら管理」であり、  
事業活動に該当しないため、「家庭ごみ」として排出いただける場合があります。

3

## 事業ごみと家庭ごみの違い

**事業ごみの適正処理は事業者の義務です！**

廃棄物処理法に基づき、事業者は自らの責任において  
ごみを適正処理しなければなりません。

住居と事業所が同じ建物の場合でも、  
**事業ごみ（一般廃棄物・産業廃棄物）と  
家庭ごみを分けて、**  
それぞれ適正に処理してください。



**不法投棄は犯罪です！**

事業ごみを家庭ごみとして出すなど、ごみを  
みだりに投棄すると、廃棄物処理法（第16  
条）違反として、5年以下の**懲役**若しくは  
1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の  
**罰金**又はその併科に処せられます。



詳しくは、

廃棄物の適正処理  
ガイドブック

検索

4

## 京都市におけるごみの分別（一覧）

- 収集：6分別・9品目（分別義務あり）

燃やすごみ (生ごみ、ガラス類、リサイクルできない紙類など)	缶・びん ・ペットボトル	プラスチック類 (プラスチック製品、プラスチック製の容器・包装)	雑がみ (新聞、ダンボールを含む)	小型金属類 ・スプレー缶	大型ごみ

- 拠点回収（区役所、まち美化事務所、民間施設等）：16品目  
移動式拠点回収（学校、公園等）：18品目（+有害・危険ごみ4品目）

拠点回収	古紙	雑がみ	紙パック	使用済 んぶら油	古葺類	乾電池	ボタン 電池	充電式 電池	*刃物類は、 まち美化事務所、 上京リサイクルス テーションのみ。  有害・危険ごみ (上・日等のみ)	木の枝	陶磁器製 の食器		
	蛍光管	水銀体温 計・血圧計	小型家電	磁気テー プ類	インカー ドリッジ	リユース びん	刃物類 *	使い捨て ライター		石油類	医薬品 農薬	化学薬品・ 塗料・検具	洗浄剤

移動式拠点回収

## 京都市におけるごみの分別（収集）

京都市では、条例により市民・事業者の皆様のごみの分別を「義務化」

分別義務の対象となるごみ

### ① 資源ごみ

- ・ 缶・びん・ペットボトル
- ・ **プラスチック類**（プラスチック製の「容器」と「包装」とプラスチック製品）  
令和5年4月から
- ・ 小型金属類・スプレー缶
- ・ リサイクルできる紙ごみ（新聞、ダンボール、紙パック、その他の雑誌等の雑がみ）

新たなプラスチック類の分別方法は、  
動画②を御覧ください。

### ② 大型ごみ

### ③ 燃やすごみ

「燃やすごみ」の中に  
「資源ごみ」や「大型ごみ」を  
入れることは **できません!**



# 京都市におけるごみの分別（拠点回収）

各家庭からの持ち込みにより、資源物を無料で回収

拠点回収（18品目）（令和5年4月～）

①新聞・ダンボール	②雑がみ 紙類、色紙類など	③紙パック	④使用済 てんぷら油	⑤古着類 （古着、布など）	⑥乾電池
⑦ボタン電池	⑧充電式電池 リチウムイオン電池等	⑨蛍光灯	⑩水銀体温計 水銀血圧計	⑪小型家電 （100mm×40mm×40mm 以下）	⑫温気テープ類 （ビデオテープ・ カセットテープなど）
⑬インク カートリッジ	⑭リユースびん （ビール、ビールびん）	⑮刃物類 （包丁、はさみなど）	⑯中身の残っている 使い捨てライター	⑰陶磁器製の 食器	⑱木の枝

このマークが目印！分別してリサイクルへ



リチウムイオン電池などの充電式の製品は、燃やすごみや資源ごみ等の定期収集やクリーンセンターへの持込ごみに出すことはできません！

## 資源物回収拠点

（①～⑱のみ）

各区役所・支所内のエコまちステーションや各まち美化事務所、上京リサイクルステーション、市内の協力店など

資源物回収マップ [検索](#)

## 移動式拠点回収

（①～⑱+有害・危険ごみ4品目）

学校や公園など

移動式拠点回収 [検索](#)

# リチウムイオン電池等の分別に御協力ください！



**市再資源化施設で火災**  
原因は、資源ごみ袋に混入したスプレー缶又は電池から発火



**市クリーンセンターで火災**  
原因は、燃やすごみ袋に混入したカメラ内蔵のリチウムイオン電池から発火



**ごみ収集車で火災**  
原因は、燃やすごみ袋に混入したガスが残ったカセットボンベやライターが爆発

しっかり分別すれば、火災や爆発事故は防げます！



## リチウムイオン電池等の分別に御協力ください！

# 危険

リチウムイオン電池・スプレー缶の  
混入による **火災急増中**

リチウムイオン電池  
使用電子機器



スプレー缶  
カセットボンベ





燃やすごみ・資源ごみ  
には出さないで！

平成31年3月には、リチウムイオン電池を原因とする火災が市クリーンセンター破砕施設で発生

その復旧のため、約半年の月日と、**1.5億円**もの財源を消費

あなたの「めんどくさい」「まあいいや」が大きな火災事故につながります！  
危険なごみは分別回収にご協力ください。

【素材画像出典元：  
(公財) 日本容器包装リサイクル協会】



9

## ほかにもある「危険なごみ」！



燃やすごみや資源ごみの袋に入っていた危険なごみ（例）

<p><b>割れ物</b> (陶磁器、ガラス、電球など)</p> 	<p><b>刃物類</b> (ナイフ、はさみ、剃刀など)</p> 	<p><b>在宅医療器具</b> (注射器、点滴など)</p> 
<p>厚紙に包んで 燃やすごみの袋の 中央に</p>	<p>拠点回収に 持ち込み（無料） <small>※エコまちステーションを除く</small></p>	<p>交付された 医療機関・薬局に 返却</p>

ごみを出す人も、収集する人も、処理する人も「安全第一」  
そのまま袋に入れて出さないで！



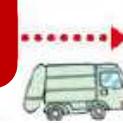
10

## マンション等のごみの収集形態

- 京都市**  
による収集  
(市収集)



- ☑ 京都市が決めた方法・日時等でごみを出すことが可能な場合
  - ☑ 収集したごみは、市クリーンセンターに搬入
- 民間業者**  
による収集  
(業者収集)



- ☑ 京都市が収集しないごみ種・日時等の収集が可
  - ☑ 燃やすごみは市クリーンセンターに、他のごみは市又は民間の処理施設に搬入

同一マンション等であっても、ごみ種によって収集方法を変えることも可（条件あり）。市収集については、実際に収集を担当する各まち美化事務所に御相談ください。

11

## 収集形態により、ごみの出し方が異なります！～市収集の場合～

市収集のマンション等は、**有料指定袋**を用いてごみを出してください。

### 京都市家庭ごみ収集用指定袋について

京都市では有料指定袋制を導入しており、指定袋は燃やすごみ用と資源ごみ用の2種類があります。指定袋は小売店、スーパー、コンビニエンスストアなどで購入できます。

種類	容量	45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ	5ℓ
燃やすごみ用 (燃やす(燃焼)ごみ用) 10枚1セットで販売	1セット	450円	300円	200円	100円	50円
	1枚	45円	30円	20円	10円	5円
資源ごみ用 5枚1セットで販売	1セット	110円	75円	50円	25円	
	1枚	22円	15円	10円	5円	

指定袋の料金にはごみ処理手数料が含まれています。



### ごみを出す際のお願い

収集日前夜に出さず、**収集日当日、朝8時までに決められた場所に出してください**



⚠夜間にごみを出すと、猫やカラスなどによるごみ散乱被害が発生しやすくなります。

1回の収集で袋は**片手に持てる程度の重さにし、1世帯当たりおおむね2袋まで**でお願いします

⚠一度にたくさんのごみを出されると、通行の妨げになり、また、他の方のごみが収集しきれなくなるため、計画的な排出にご協力ください。



12

収集形態により、ごみの出し方が異なります！～市収集の場合～

<定期収集の対象となるごみ>

燃やすごみ プラスチック類 リサイクルできる紙類



燃やすごみ用  
収集は  
週2回  
黄色の燃やすごみ用  
指定ごみ袋で



資源ごみ用  
収集は  
週1回  
透明の資源ごみ用  
指定ごみ袋で

有料  
指定袋  
で

収集は月2回  
ひもで縛るか、  
紙袋や透明袋で  
※ 一時多量排出は  
不可  
(特にダンボール)



缶・びん・  
ペットボトル

混ぜて出してOK  
缶とペットボトルはつぶさずに



資源ごみ用  
収集は  
週1回  
透明の資源ごみ用  
指定ごみ袋で

小型金属類・  
スプレー缶

最長部分がおおむね  
30cm以下のもの



収集は  
月1回  
透明な袋に入れ、  
「金属」と書いた紙を貼るか、  
袋に「金属」と記入

※ マンション等の所在地によって、収集日が異なります。

収集日マップ

検索

13

収集形態により、ごみの出し方が異なります！～市収集の場合～

大型ごみ

① 大型ごみ受付センターへの回収依頼

大型ごみ受付センターへの電話による申込み後、コンビニ等で購入した必要枚数の「粗大ごみ処理手数料券」(シール)を貼付し、指定された日時・場所に排出

② 市クリーンセンター(東北部・南部)への持ち込み(諸条件あり)

③ 許可を持つ民間業者への回収依頼

- ※ ①・②は原則、各家庭からの個別申込みのみ  
マンション等の管理者からのお申込みは不可  
(「自ら管理」の分譲マンションの管理組合は一部可)
- ※ ③は管理者からの依頼に基づくマンション単位での集団回収も可
- ※ 家電リサイクル法の対象製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は①・②不可。

14

## 収集形態により、ごみの出し方が異なります！～業者収集の場合～

業者収集のマンション等は、**透明袋（無色透明又は白色透明）**を用いてごみを出してください。



※ 民間業者の収集料金には、京都市のごみ処理手数料も計上されているため、市収集と同じ有料指定袋を用いる必要はありません。

※ **燃やすごみ以外の出し方の詳細は、収集する業者に御確認ください。**  
(収集や搬入の条件が市収集と異なるため。)

15

## 無許可の業者は利用しないで！

**廃棄物処理に係る許可**のない業者へのごみの引き渡しは**法令違反**です！

廃棄物処理に係る行政の許可を受けずに、ごみを収集することはできません<sup>※</sup>。無許可の業者にごみを引き渡すと、法令に基づく適正処理が確認できません。ごみの収集の依頼をする際には、行政の許可を受けているか確認してください。



出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>) 抜粋

※ ただし、もっぱら再生利用の目的となる古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱う回収業者を除く。

16

## 誤った出し方のごみは残置されます！

以下のような場合は、ごみが**収集されずに残置**されます。

- ☑ **出す場所や日時に誤りがある場合**
- ☑ **決められた袋で出されていない場合**
- ☑ **分別が不十分な場合**
- ☑ **収集できないごみが含まれていた場合**  
(大型ごみ、有害物・危険物、重量物、産業廃棄物、法令によりメーカーにリサイクルが義務付けられているものなど)
- ☑ **一時に多量に出されている場合** (引っ越しごみ、数量制限のあるものなど)

市・業者収集ともに  
残置するごみに  
シールを貼り付けて、  
啓発しています。

民間業者の啓発シール⇒  
(例)



※ 分別ルール違反に対しては、市が条例に基づき、マンション等の管理者への指導を行うほか、排出者への改善勧告、命令を行う場合があります。

17

## マンション等から出されたごみの状況 (クリーンセンターに搬入時の状況)



燃やすごみ袋に、リサイクル可能な  
**缶、びん、ペットボトル、紙類**  
**プラスチック製の容器・包装が**  
まだまだ**混入**

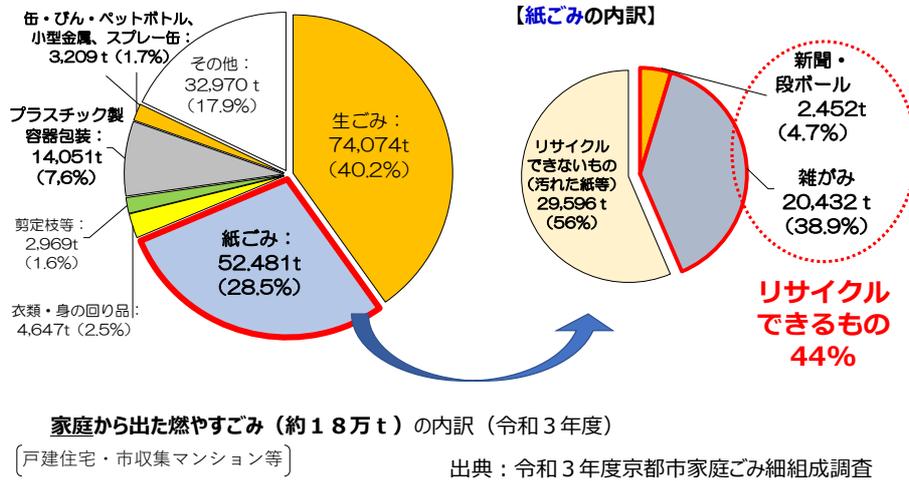


**▲ 分別指導を強化しています**

18

## ごみ減量のターゲットはリサイクルできる紙（特に雑がみ）

家庭から出された燃やすごみのうち、紙ごみが約3割を占める。  
そのうち4割がリサイクル可能な「雑がみ」



## 紙ごみ削減の取組

- 雑がみの分別・リサイクルの全市展開（平成26年6月～）

### 雑がみの例



- 条例による紙ごみの分別・リサイクルの義務化

（平成27年10月～）

- コミュニティ回収制度の利用拡大
- 民間古紙回収業者の利用促進

**紙ごみを約4万トン削減**

（家庭・事業所等の合計 平成25年度14万t ⇒ 令和2年度10万t）



## 紙ごみ削減の取組 ～コミュニティ回収制度～

コミュニティ回収制度とは、自治会やマンションなどで取り組む古紙や古着などの資源物回収に市が助成金を交付して支援する制度

### <対象団体>

- ・ 自治会、**マンション等管理組合**などの住民団体
- ・ **マンション等の所有者・管理会社**（平成30年4月から追加）



■実施団体数 **3,067団体**  
(令和3年度末時点)

うちマンション等でも  
約850団体も  
取り組まれています。



21

## 紙ごみ削減の取組 ～コミュニティ回収制度～

(マンション所有者・管理会社用の概要です。)

京都市内に所在し、**10世帯以上**で、古紙類や古着類などの資源物を定期的かつ継続的に回収するマンションの活動のために、そのマンションの所有者や管理会社に助成金を交付します。

※**マンション管理組合は、住民団体として申請が可能です。(住民団体は年額上限15,000円)**

### ●回収品目

以下の品目のうち、**雑がみと古着類**は、必ず回収が必要です。

- ①古紙類 [新聞、ダンボール、**雑がみ**、紙パック]  
※雑がみには、雑誌・書籍を含みます。
- ②古着類 [古着・古布など]
- ③缶類 [アルミ缶・スチール缶]
- ④びん類 [ワンウェイびん]  
※一升びん・ビールびんなどのリユースびんは対象外
- ⑤その他 [ペットボトル、小型金属類など]

コミュニティ回収を実施するマンション数	助成金額(年額)	開始月	助成金額	
			マンション1棟目	追加1棟当たり
1棟	15,000円	4月	15,000円	5,000円
2棟	20,000円	5月	13,750円	4,600円
3棟	25,000円	6月	12,500円	4,200円
4棟	30,000円	7月	11,250円	3,800円
5棟	35,000円	8月	10,000円	3,400円
6棟	40,000円	9月	8,750円	3,000円
7棟	45,000円	10月	7,500円	2,600円
8棟以上	50,000円	11月	6,250円	2,200円
		12月	5,000円	1,800円
		1月	3,750円	1,400円
		2月	2,500円	1,000円
		3月	1,250円	500円

(注)初年度は開始月により助成金が異なり、翌年度から通年実施で4月申請の金額を交付します。また、助成金は毎年度交付申請をしていただきます。助成金はコミュニティ回収の実施に必要なマンションでのお知らせビラやポスターの作成費用等にご活用ください。

22

## 紙ごみ削減の取組 ～コミュニティ回収制度～



回収品目、回収頻度、回収場所を検討

(例) 品目：古紙・古着 回収日：月2回 回収場所：エントランス



収集業者（雑がみ等の古紙分別・リサイクル徹底推進に関する取組宣言業者）に相談  
収集業者に実施の可否、回収頻度や回収場所などを相談してください。



区役所・支所にあるエコまちステーションに相談

収集業者とのある程度の調整の後、エコまちステーションに相談して、  
手続きを進めてください。（振込先の通帳の準備、申請書作成等）



コミュニティ回収を開始

回収品目・回収日・回収場所を居住者に、しっかりと周知したうえで、  
コミュニティ回収を始めてください。

コミュニティ回収制度

検索

23

## 紙ごみ減量の取組

マンション等での**民間業者による古紙回収**のメリット

任意の回収頻度、一時多量排出も対応可能であるため、

- ① ごみ置場の整理整頓が進み、住環境が向上
- ② 住民サービスが向上し、マンションの質も向上



「古紙の分別・リサイクルの徹底推進に関する取組宣言業者」

に御相談ください！

雑がみ 宣言業者

検索



※ 民間業者による古紙回収の実施が難しい場合  
「拠点回収」等を居住者に御案内ください。

24

## 御視聴ありがとうございました

続きまして、

**動画②「プラスチック製品の分別回収の実施」**

を御視聴ください。



京都市はSDGs（持続可能な開発目標）を支援しています。